令和３年４月 14 日

会員各位

メディカルケアバンク株式会社

令和３年４月施術分からの請求方法についての訂正のお知らせ

平素は弊社業務に格別のご協力を賜り、有難うございます。

令和３年３月 24 日　保発 0324 第２号　「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについての一部改正について」で下記のような改正がありました。

これにつきまして、弊社より令和３年４月１日に会員様宛に下記（黒枠の内容）案内を送信又は郵送させていただき、**施術者の押印不要、患者印の押印不要　とご案内**させていただきました。

しかしながら、その後、保険者等に確認作業を行っていく過程で、保険者によっては押印は必要であるとしている保険者や協会けんぽに至っては本日に至っても押印なしで請求を受けるかどうか、決定していないとの事でした。

この結果を受け、弊社としましては保険者からの返戻のリスク軽減の為、令和３年４月施術分の請求についても、**次ページの黄マーカー部分の記載にあるように、患者様の署名、押印に関しましては従来通りの自筆署名、押印ありでご請求いただくよう、訂正させていただきます。**

日々、お忙しい中、お手数をお掛けしてしまいますが何卒宜しくご理解の程お願い致します。

＜今回の訂正内容＞

【療養費支給申請書】

施術証明欄：施術管理師の印の押印不要（但し、医療助成のレセプトには押印お願いします。）

申請欄：「申請者（被保険者）」欄は患者印の押印を必要とする。（※全てレセコン印字欄）

最下部の「申請者（被保険者）」欄は患者さんの自筆記載と患者印を必要とする。（※氏名以外はレセコン印字）

やむを得ない理由で患者が自筆できない場合、施術管理者等が代理記入をし、患者印を必要。

【同意書】：押印不要

【診断書】：押印不要

【1 年以上・月 16 回以上継続理由・状態記入書】：押印不要

下記、図のように訂正させていただきます。

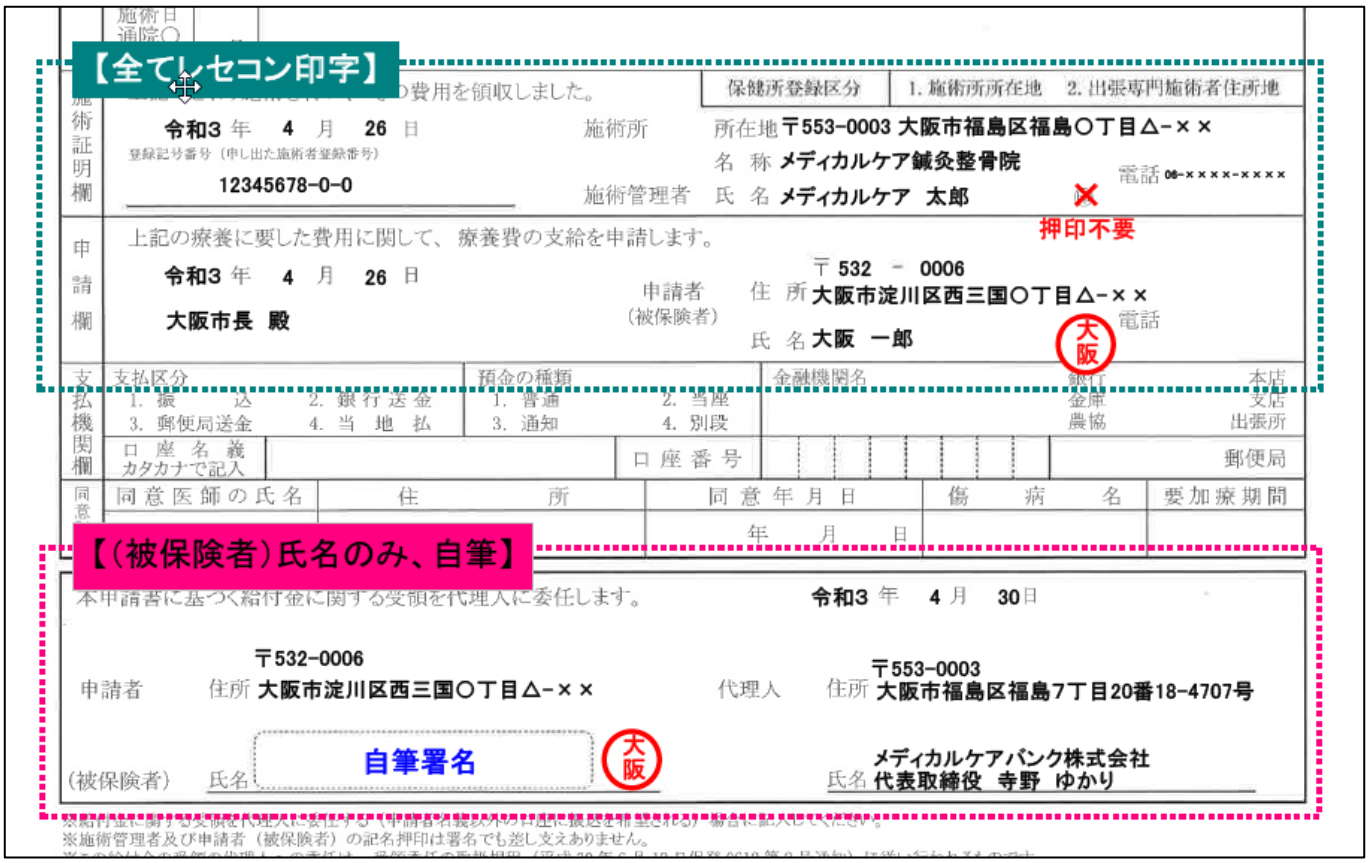

＜その他＞

・当面の間は現在使用しているレセプト用紙で請求可能です。

・施術管理者氏名の横に㊞が印字されていますが押印必要ありません。

・「但し、医療助成のレセプトには押印お願いします。」についてですが、医療助成のレセプトの取り扱

いは最終各市町村になるため、押印がなされていない場合、返戻となることが予想されるためです。
お手数ですがしばらくの間、医療助成のレセプトへの押印は継続でお願いします。

・令和３年５月施術分以降につきましては、改めてご連絡させていただきます。

・各市町村宛の専用の請求書や明細書には、これまで通り押印をお願いします。

・適用日は令和３年４月１日から適用とするものとすると通知がありますので ４月施術分以前の請求分の申請書に関しては従来通り、施術管理者の押印も必要となります。

以上